

[事案 2019-323] 入院等給付金支払請求

・令和2年10月5日 裁定終了

<事案の概要>

約款非該当を理由に給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳癌術後瘢痕拘縮の治療のために入院し、複合組織移植手術を受けたため、平成19年2月に契約したがん保険にもとづき、入院および手術給付金を請求したところ、約款上の入院および手術の定義に該当しないとして給付金が支払われなかったが、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 平成28年から平成30年の間、同様の手術を受け、給付金を受領しており、今回の入院および手術も給付金の支払対象である。
- (2) これまで、病名ががんでないものについても支払われていることから、今回も同様な解釈をすべきである。
- (3) 約款について、保険会社は契約者に寄り添う方向での解釈をすべきである。
- (4) 今回の手術を、自分は約款にて支払対象とされている乳房再建の手術と認識していたことから、給付金の支払対象とすべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 過去に、本来がんと関係ない請求に対して給付金を支払い、当社が同給付金について返還請求をしなかったとしても、本契約の保護の対象が広がったり、そのような対応することが法的義務に変容することはない。
- (2) 申立人の認識という主観的事情で、約款解釈が変わることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院および手術は約款に規定されているがんの治療を直接の目的とした入院および手術とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。